

# 支える国民年金

二十歳になったら  
すべての人が加入

国民年金制度は、私たちが老後を迎えたとき、けがや病気で障害者になったときなどに、年金の支給によって生活の安定を図ることを目的としています。日本国内に住んでいる二十歳から六十歳までの全ての人が、なんらかの形で国民年金に加入することになっています。

年金加入者は、下図のように  
自営業・自由業・学生などが加入する第1号被保険者、会社員・公務員などが加入する第2号被保険者、厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている配偶者が加入する第3号被保険者に別れます。

二十歳から六十歳までの四十年間を届け出もれのないようにしておくことが、将来の基礎年金の満額受給の権利や、万が一の事故や病気による障害年金の保障につながります。

二十歳になったら、就職したら、退職したら、結婚したらという人生の節目には、必ず国民年金の届け出を忘れずに行ってください。特に第3号被保険者の場合は、届け出もれが多いのでご注意ください。

## 国民年金の加入者は3種類 あなたはどの種別ですか？

### 第1号被保険者

20歳以上60歳未満で学生や自営業などの人とその家族。役場年金係に届け出をしてください。



保険料

月々町の納付書を使って  
ご自分で納めます。

月額 13,300 円  
(平成10年度)

※口座振替は納め忘れもなく便利です。

### 第2号被保険者

サラリーマンや公務員などで厚生年金・共済組合に加入している人。



保険料

保険料は、それぞれの年金制度から国民年金制度に支払われていますので、個人で納める必要はありません。

### 第3号被保険者

厚生年金・共済組合の加入者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人。役場年金係に届け出をして下さい。



保険料

保険料は、配偶者の加入する年金制度がまとめて負担するしくみになっています。配偶者の給料から天引きされるものではありません。

## 任意加入者

◎希望すれば加入できる人  
◇日本国内に住所のある六十歳以上六十五歳未満の人  
◇老齢(退職)年金の受給者

◎海外に在住している二十歳以上六十五歳未満の人でも加入できる場合があります  
◎六十五歳になるまで任意加入しても老齢基礎年金を受取るた

め六十歳未満の人  
で六十歳未満の人以上六十五歳未満の人  
め七十歳まで加入することができます。ただし、昭和三十年四月一日以前生まれの人が対象で、年金の受給資格期間を満たすまでの加入となります。

# あなたの未来を

## 保険料の未納と免除は大きな違い

経済的な理由から、どうしても保険料が納められない時は、保険料が免除されることがあります。年金額を計算する時、その期間分を三分の一に減額することになります。ゆとりができた時に十年前分までを納めることができます。

しかし、未納の場合は今まで納めた保険料も掛け捨てになる

危険性があるばかりか、その未納分を納めようとしても二年前分の納入しかできません。

## 国民年金から支給される年金

主に老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の三種類があります。第1号被保険者には付加保険料を上乗せして納めることにより将来加算されてもらうことのできる付加年金。老齢基礎年金の受給資格

期間を満たした夫が、年金を受けずに死亡した場合に妻が六十歳から六十五歳まで支給される寡婦年金。三年以上保険料を納

めた人が年金を受けずに死亡した場合、遺族に支給される死亡一時金があります。

## こんなときは届出を

成人、就職、退職、結婚、引っ越しなどライフスタイルが変わった時には、必ず届け出てください。届け出を忘れると、保険料未納となり、将来年金を受けられない場合もありますので、ご注意ください。

| こんなとき                                   | 必要なもの                                  |
|---|--|
| 20歳になったとき(厚生年金・共済組合の加入者は除く)             | 印かん                                    |
| 厚生年金・共済組合に加入したとき(扶養している配偶者がいたら、あわせて届出を) | 印かん、本人・配偶者の年金手帳、健康保険証                  |
| 厚生年金・共済組合をやめたとき(扶養している配偶者がいたら、あわせて届出を)  | 印かん、本人・配偶者の年金手帳、離職証明書                  |
| 第3号被保険者の配偶者が会社などを変わったとき                 | 印かん、本人・配偶者の年金手帳、健康保険証、離職証明書、第3号被保険者該当届 |
| 配偶者の扶養になったとき(結婚したときや収入が減ったとき)           | 印かん、本人・配偶者の年金手帳、健康保険証、第3号被保険者該当届       |
| 配偶者の扶養からはずれたとき(離婚したときや収入が増えたとき)         | 印かん、本人・配偶者の年金手帳、健康保険証、扶養からはずれた日のわかる書類  |
| 住所・氏名が変わったとき(住民票の届出と一緒にできる)             | 印かん、年金手帳                               |



## 国民年金

# こんな時、こんな年金が

### 老齢基礎年金

国民年金の加入期間が25年以上ある人は65歳になったときから受けることができます。また、年金額は加入期間に応じて決められます。



### 障害基礎年金

加入者が病気やけがで障害を受けたとき、原則として加入期間の2/3以上の納付期間があるとき受けることができます。



### 遺族基礎年金

加入者または、老齢基礎年金の受給資格のある人が亡くなったとき、子のある妻、または子が受けることができます。



詳しくは町民生活課 年金係へ問い合わせください。(☎ 385-2111)